

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第53号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第56号 月形町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第57号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 月形町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第59号 月形町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 同意案第17号 月形町監査委員の選任について
- 同意案第18号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 発議第3号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 選挙第8号 月形町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 意見案第6号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書の提出について

（農業委員会会長から、一身上の都合により欠席の旨の報告あり）

- 議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

12月5日に引き続き会議を再開いたします。（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。（午前10時00分開議）

議事日程第2号は、お手元に配付のとおりであります。

- ◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において、

我 妻 耕 議員
若 井 昭 二 議員

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程3番 議案第52号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第6号）

○ 議長 大釜 登 日程2番 議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程3番 議案第52号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第6号）は、関連がありますので一括議題いたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第51号は、人事院勧告に基づく国家公務員の改正給与法が、本年11月17日に成立したことから、国家公務員の取扱いに準じ、月例給、ボーナスともに引き上げる改定等を行うため、職員の給与に関する条例ほか3条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容であります。職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条において、12月に支給する期末手当の支給割合を一般職員は0.05月分引き上げて、「100分の125」とし、定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分引き上げて、「100分の70」とするものであります。

また、12月に支給する勤勉手当の支給割合を一般職員は、0.05月分引き上げて「100分の105」とし、定年前再任用短時間勤務職員は、0.025月分引き上げて、「100分の50」とするものであります。期末手当及び勤勉手当を合わせたボーナスの年間支給割合は、一般職員で0.1月分、定年前再任用短時間職員で0.05月分の引上げとなります。月例給は、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて、俸給月額を引き上げ、別表の給料表のとおりとするもので、全体の平均改定率は1.1パーセントであります。第2条は、令和6年度から一般職員と定年前再任用短時間勤務職員に適用する期末手当及び勤勉手当の支給割合の規定であります。

次に、4ページですが、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正は、第3条において、12月に支給する期末手当の支給割合を0.1月分引き上げて、「100分の230」とするものでありまして、第4条は、令和6年度から常勤特別職の職員に適用する期末手当の支給割合の規定であります。

次に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第5条に

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

において、給料表を改定するとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を、0.1月分引き上げて、「100分の175」とするものでありまして、5ページ、第6条は、令和6年度から一般職の任期付職員に適用する期末手当の支給割合の規定であります。

続いて、月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、第7条において、給料表を別表のとおり改正するものであります。附則であります。第1条第1項、この条例は公布の日から施行しますが、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和6年4月1日からの施行であります。第2項、第1条、第3条及び第5条の月例給等に係る規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。

次に、議案書25ページをお開きください。続きまして、議題となりました議案第52号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,569万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,880万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、26ページから27ページの第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、事項別にご説明いたします。42ページをお開きください。はじめに、歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費、補正額840万9,000円減額。内訳ですが、特別職、一般職の給与費について、補正をするものですが、主に、給与改定にかかる補正でございます。一般職給与費の中の負担金、職員退職手当組合1,504万1,000円減額ですが、これにつきましては、定年制延長に伴いまして、退職手当組合の負担金の負担率が下がったための減額でございます。次に、3目 企画費、補正額1万3,000円増額、会計年度任用職員に係る事務経費でございます。次に、8目 財産管理費、補正額22万6,000円増額。説明欄ですが、一つに、旧知来乙小学校の管理経費でございまして、原材料費、これは、今、建物の貸付けをしておりますが、建物の窓の冬囲い用の木材を借主に支給をしまして、借主が設置するための原材料費です。それから、教職員住宅管理経費につきましては、小学校の校長住宅の窓枠の修繕費用でございます。

次に、3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費、補正額708万7,000円増額です。内訳ですが、一つに、社会保障・税番号制度システム整備事業、マイナンバーカードの氏名のローマ字表記等を行うため

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

のシステム改修費で、全額国費でございます。それから、システム整備事業としまして備品購入費、これは、旅券、パスポートの電子申請の導入に係るシステム機器の整備でございます。パスポートの申請をオンライン、スマートフォン等で申請ができるように、そして、受け取りを市町村の窓口でできるようになるものですが、来年4月から、まずは、パスポートの更新に限ってできるようになる予定でございます。続きまして、44ページ、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額112万1,000円増額。扶助費でございます、障害者自立支援等給付事業、利用者の増によるものでございます。次に、2目 老人福祉費、補正額428万円増額。一つに、後期高齢者医療経費330万円、北海道の広域連合に支払うものですが、令和4年度の療養給付費負担金の確定に伴うものでございます。その下、介護保険事業特別会計繰出金98万円、居宅介護、地域密着型介護サービス給付費の増加に伴いまして、一般会計繰出金が増加するものでございます。次に、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額はありません。財源振替でございます。当初、花の里こども園におきまして、町外児童の受入れを見込んでおりました。この利用料280万円を計上しておりましたが、受入れの見込みがなくなったことから、280万円を減額措置するものでございます。

続きまして、46ページ、4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額75万円増額。説明欄ですが、予防対策事業につきましては、令和4年度の感染症予防事業、成人の風しん追加的対策事業の精算返納金でございます。その下、母子健康事業につきましても、令和4年度の事業の精算返納金でございます。その下、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進事業、一つに、予防接種システム改修業務28万4,000円、それから、令和4年度の国庫補助金と国庫負担金の精算返納金37万1,000円でございます。次に、4目 医療給付費、補正額152万1,000円増額。説明欄ですが、一つに、乳幼児等医療給付事業144万4,000円増額でございます、乳幼児等医療経費の医療費の増によるものでございます。その下、養育医療給付事業でございます、令和4年度の国道支出金の返納金7万7,000円でございます。

続きまして、48ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費、補正額1,348万2,000円増額。これにつきましては、経営所得安定対策等推進事業の中で、畑地化促進事業、補助金ですけれど、これを補正措置するものでございます。この畑地化促進事業でございますが、水田の畑地化に取り組む農業者に対する国からの補助金でございます、畑地化に伴い、土地改良区に支払う必要が生じた場合、その決済金等を国が支

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

援するものでございます。今回の対象の農業者経営体は二つの経営体でございまして、対象面積は467.6アールです。この補助金の流れですけれども、国から北海道を經由して町に交付され、町は受けた補助金を町の農業再生協議会に交付して、農業再生協議会から当該土地改良区に支払いをされるものでございます。全額、道補助金でございます。

続きまして、50ページ、7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額870万円増額。これにつきましては、商工振興事業の起業者等支援事業補助金を増額補正するものでございます。今後の起業者等支援事業の補助金の交付予定でございますが、現在の中小企業者1件、これは、主に事務所の建て替えが事業内容ですが、ここに300万円、それから、現中小企業者1件、ここにはホームページの開設等の事業に対しまして、補助金100万円、それから、起業を行う、業を起こす起業者に対しまして、施設増改築、事業用機器の整備等の事業に対しまして、470万円、計870万円を予定しております。その予定額の補正でございます。

続きまして、52ページ、8款 土木費 2項 道路橋梁費 4目 除雪対策費、補正額312万9,000円増額。除雪対策経費としまして、修繕料の補正をさせていただくものです。除雪車両の車検、それから、修繕費用が計上した予算よりも、多く掛かっておりまして、今後の見込みを勘案して補正をさせていただくものでございます。次に、4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額385万2,000円増額。町営住宅管理経費として修繕料を補正するものでございますが、町営住宅退居後等の室内の修繕等の経費がかさんできておりまして、これも、今後の見込みを勘案しまして、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、54ページ、9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額12万3,000円減額。会計年度任用職員、防災対策専門員に係る経費の補正でございます。

続きまして、56ページ、10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費、補正額6万3,000円増額。義務教育学校開校準備委員会の開催回数が、今後も含めて予算で見ていた回数を上回るという予定でございますので、委員への謝礼について補正をさせていただくものでございます。

34ページをお開きいただきたいと思っております。歳入です。13款 使用料及び手数料 1項 使用料 2目 民生使用料、補正額280万円減額。歳出でご説明申し上げました花の里こども園利用料の減額でございます。次に、36ページ、14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金56万1,000円増額。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金661万7,000円増額、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。次

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

に、38ページ、15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金、補正額28万1,000円増額。次に、2項 道補助金 1目 総務費道補助金、補正額20万円増額。説明欄に地域づくり総合交付金となっておりますが、歳出で説明をさせていただきました旅券、パスポートの電子申請に係るシステム機器整備に対しまして、北海道から交付される定額の補助金でございます。次に、4目 農林水産業費道補助金1,348万2,000円増額。畑地化促進事業の補助金でございます。続きまして、40ページ、19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額1,735万1,000円増額でございます。補正予算、歳出の財源とするものです。今回、この繰越金の補正後において、令和4年度からの繰越金の財源留保額は3,842万8,000円となるところでございます。

それでは、28ページをお開きいただきたいと思います。補正予算第2条 債務負担行為の補正でありまして、第2表のとおり、債務負担行為を2件追加するものであります。1件目は、月形町広報印刷製本業務でありまして、令和6年度の業務委託に向けて、受託業者の選定、契約等の事務を行うため、債務負担行為を定めるものであります。限度額は475万2,000円であります。2件目は、一般廃棄物収集運搬処理及び月形町衛生センター維持管理業務でありまして、令和6年度から令和8年度までの3年間にわたる継続業務の委託に向けて、受託業者の選定、契約等の事務を行うため、債務負担行為を定めるものであります。令和6年度からの業務仕様であります。現在の業務仕様とほぼ変わりはありません。限度額は1億9,257万3,000円でありまして、3年前の債務負担行為の限度額1億7,422万9,000円と今回の比較をしたときの差額は、主に労務単価等の上昇によるものでございます。

以上で議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第52号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 今、副町長から説明があった、28ページの債務負担行為のことで、少し確認ですけれど、月形町広報印刷製本業務の期間が、令和5年度からということですが、これは、令和6年度の間違ひではないですか。

もう一つ、一般廃棄物収集運搬処理及び月形町衛生センター維持管理業務の期間が、令和5年度から令和8年度までなら4年になるので、これは令和

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

6年度からになるのかなと。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 一般廃棄物収集運搬処理及び月形町衛生センター維持管理業務の業務委託は、令和6年度から令和8年度の3年間です。債務負担行為を設定する場合は、この債務負担行為を設定する年度から期間が始まりますので、令和5年度から令和8年度までということになります。以上です。
- 議長 大釜 登 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 それは、設定する期間と実際に実施する期間が違うということですね。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 そのとおりです。
- 議長 大釜 登 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 47ページ、乳幼児等医療給付事業144万4,000円の増額補正をしているのですが、もう少し、説明をお願いできないでしょうか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 乳幼児等医療給付事業でございますけれど、この増額の要因として、当初予算におきましては、2,687件、688万3,231円の見込みでございましたけれど、この4月から9月までの推移を見て、増額傾向にあるということで、5年度の見込みとして3,298件、832万7,168円ということで、約20パーセントの増額を見込んでございまして、144万4,000円増額で計上させていただきました。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 約20パーセント増えた要因というのは、何か考えられるのでしょうか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 はっきりした要因というのは、なかなか難しいのですが、乳幼児の医療機関の通院回数が、やはり、増えているということで、風邪やコロナも含めてですけれど、いろいろなウイルスに感染するお子さんが増えている傾向にあると考えております。風邪も含めて通院回数が増えていると考えてございます。

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりますけれど、今回は見込めるところもあって増額していると思うのですけれど、これに基づいて、新年度予算もある程度、増える可能性があるということですのでよろしいですね。分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 51ページ、起業等支援事業補助金について、もう少し、教えていただきたいのですが、9月の補正予算のときに170万円の増額があったと思うのですが、そのときの説明でも店舗の改修というお話でしたが、今回、事務所の改修やホームページ開設のためとありましたが、これは、同じ人への支援ということですのでよろしいのでしょうか。

- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 前回、補正させていただきました部分については、新たに起業される方への支援ということで、その方については、起業される部分と店舗等の改修、事業拠点の整備ということで、合計470万円の助成を行っております。

今回につきましては、新たに3件の申請が出てくるという想定をしております。合わせて870万円の予算計上をさせていただきました。以上です。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第51号及び議案第52号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程4番 議案第53号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程4番 議案第53号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書61ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第53号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,619万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は62ページから63ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、78ページをお開きください。歳出でございます。2款 保険給付費 1項 療養諸費 2目 療養費、補正額10万7,000円増額。説明欄、療養費10万7,000円の補正でございますが、この10万7,000円につきましては、医療費を窓口で自己負担した方への還付分でございます。続きまして、80ページ、3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分、補正額はございません。財源振替でございます。次に、82ページ、7款 諸支出金 1項 諸費 2目 過年度返納金、補正額293万7,000円増額。保険給付費等交付金の過年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和4年度、この4か年度に係る返納金でございます。

70ページをお開きいただきたいと思っております。歳入です。3款 国庫支出金 1項 国庫補助金 2目 出産育児一時金臨時補助金、補正額1万2,000円増額。続きまして、72ページ、4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金、補正額10万7,000円増額。続きまして、74ページ、6款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額139万7,000円増額。続きまして、76ページ、7款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額152万8,000円増額でございます。今回の繰越金は、今回の補正で、令和4年度繰越金152万9,000円全額、予算計上となるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第54号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○ 議長 大釜 登 日程5番 議案第54号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書85ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第54号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ375万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,111万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、86ページから87ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別にご説明申し上げます。104ページをお開きください。はじめに、歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額193万1,000円増額、介護保険システム改修事業です。令和6年度の制度改正を予定されておりますが、この制度改正に対応するためのシステム改修でございます。続きまして、106ページ、2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費、補正額903万1,000円増額。説明欄ですが、居宅介護サービス等給付費、これにつきましては、訪問介護や通所リハビリテーションの利用の増によるものでございます。地域密着型介護サービス給付費についても、通所介護利用の増によるものでございます。続きまして、2目 施設介護サービス給付費、800万円減額。施設介護サービス給付費、サービス利用の減によるものでございます。次に、5目 居宅介護サービス計画給付費、51万9,000円増額でございます。次に、2項 介護予防サービス等諸費 1目 介護予防サービス給付費71万9,000円増額でございます。続きまして、108ページ、3目 介護予防住宅改修費、補正額30万5,000円増額。令和5年度上半期の実績を勘案して、年間見込みを立てましたが、介護予防住宅改修費について、増額して対応するものでございます。続きまして、110ページ、3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費41万円減額。説明欄ですが、介護予防事業費の減額で、一つに、各種ボランティ

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

ア謝礼、脳元気塾を開催する際の学習サポーターを不要としたため、この謝礼を減額するものでございます。それから、各種介護予防教室業務につきましても、脳元気塾の参加利用者の減によるものでございます。続きまして、2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費10万1,000円減額。これにつきましては、給与改定等に係る所要の補正でございます。2目 総合相談事業費24万円減額。これにつきましても、給与改定等に係る所要の補正でございます。

94ページをお開きください。歳入です。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料、補正額60万6,000円増額でございます。続きまして、96ページ、4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金86万1,000円増額。2項 国庫補助金 3目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）8万2,000円減額でございます。次に、事業費交付金につきましては、88万円の増額でございます。次に、98ページ、5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金69万4,000円増額。2目 地域支援事業支援交付金につきましては、11万円の減額でございます。100ページです。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金2万4,000円減額。2項 道補助金 2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）5万1,000円の減額でございます。102ページです。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金32万1,000円増額。2目 その他一般会計繰入金71万円増額。5目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援事業）5万1,000円減額、それぞれ歳出に対応しての増減補正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 107ページですけれど、これを見ると、居宅が伸びて施設が減っているということですが、これについて、もう少し、詳しく説明していただけないでしょうか。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 居宅介護サービス等給付費が伸びておりますけれど、こちらについては、藤の園の養護部に入居されている方が、居宅と言うか、在宅扱いになるのですけれど、この方々の通所リハビリの利用が大変増えておまして、そちらにかかるものと考えております。それから、地域密着型介護サービス給付費も増えておりますが、こちらは、月形町内とい

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

うより町外にお住まいで、住民票を移しているのですけれど、特例給付となっている方々がいらっしゃいますが、その方々のサービスの利用が増えているということでもあります。それから、施設介護が減っている部分ですけれど、こちらは、老健施設に関してはあまり変化がなかったのですが、特別養護老人ホームの入居者は大変減っております。空きがあるというわけではないのですけれど、町民の利用が大変減っております。先日、愛光園にお伺いしたときにも、町民と町民外が半々ぐらいの入居者になっているということでした。また、町としての人口減もあるとは思いますが、利用は減ってきているということで、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 と言うことは、今、いろいろな特養があると思えますけれど、入所待ちの人はいらっしゃらないということですか。分かる範囲でよろしいです。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 申し訳ありません。現段階で入所待ちの方がいるかないかということは、把握しておりませんが、以前よりは、ずっと早く入れるようになってきている感覚があるのは事実でございます。以上です。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 と言うことは、この傾向は、続くということで考えてよろしいですね。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 人口が減少していくのは、今後も続くと考えておりますので、現在、計画を立てるために推計をして、大体、出てきたところですが、施設介護サービス給付費に関しては、今後も横ばいか減少していくと捉えております。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。もう一点、109ページの介護予防住宅改修費ですけれど、予算金額は小さいですけれど、その割には補正額が多いと思うので、これも、少し教えていただけませんか。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 介護予防住宅改修費、1人につき20万円まで給付ができることになってはいますが、件数は、当初予算で12件と見込んでおまして、そんなに増える予想ではないのですけれど、1件にかかる費用が少し高くなってきておまして、20万円ぎりぎりまでお使いになって改修される方が、今年度は増えているという状況で、この先、少し足り

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

なくなる見込みがあるということで、今回、30万5,000円の補正をさせていただきますところ。以上です。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり可決することにし
たいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第55号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）

- 議長 大釜 登 日程6番 議案第55号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書115ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第55号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。補正予算第2条 収益的支出の予定額の補正であります。1款 病院事業費用 1項 医業費用の目ごとには、補正予定額の増減が生じますが、差引きをして補正予定額は0円となる予算補正であります。

120ページをお開きください。収益的支出の補正予算の内容でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、1節、3節、5節ですが、1節 給料につきましては、給与改定等に係る所要の補正でございます。3節 報酬ですが、医師に係る分につきましては、診療体制を見直すと言いますか、変更いたしまして、出張医師、当直医師の担当回数が増えますので、それに対応するものでございます。それから、会計年度任用職員につきましては、会計年度任用職員数の変更等によるものでございます。次に、2目 材料費51万4,000円増額。

すみません、先ほどの1目 給与費 5節 退職給与費につきましては、定年制延長に伴います退職手当組合負担金の負担率が下がったことによる減額でございます。

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

戻りまして、2目 材料費51万4,000円増額。医療用消耗備品でございます。3目 経費、補正予定額461万7,000円増額。これにつきましては、一つに、旅費交通費は、医師の交通費です。先ほど、申しあげました医師の報酬増額に同じく、出張医師及び当直医師の費用弁償の増額でございます。それから、9節 手数料、クリーニング代、医師紹介手数料でございますが、医師紹介手数料につきましては、当直医が増えますが、これは、紹介会社を経由してのものでございまして、この紹介会社へ支払う紹介料の増額でございます。10節 賃借料26万6,000円増額でございます。11節 委託料、診療業務140万1,000円増額ですが、これは、当直医師で会社経営をしている当直医師への業務委託料でございます。従来は、給与費から支払いをしておりましたが、業務委託料として支払いをするものでございます。その下、14節 修繕料につきましては、医療器械等の修繕でございます。

115ページをお開きください。最初のページですが、補正予算第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費513万1,000円減額し、計4億249万円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第56号 月形町犯罪被害者等支援条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程7番 議案第56号 月形町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書127ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第56号 月形町犯罪被害者等支援条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第56号は、犯罪被害者等基本法にのっとり、地方公共団体が有する犯罪被害者等の支援に関する責務を遂行するため、犯罪

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

被害者等支援条例を制定しようとするものであります。

条例の要点について説明を申し上げます。第1条ですが、この条例は、本町における犯罪被害者等の支援に関しまして、基本理念を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図り、もって安全安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としております。128ページですが、第3条では、基本理念として、犯罪被害者等の支援に当たっての配慮事項等をうたっております。また、第4条から、129ページ第6条までは、町、町民等及び事業者の責務をうたっております。第8条ですが、犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により傷病を受けた者に対する見舞金の支給規定であります。この見舞金の支給対象につきましては、1号の遺族見舞金は、死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、町内に住所を有する犯罪被害者の配偶者等、それから、2号の傷病見舞金につきましては、対象は、傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、町内に住所を有する犯罪被害者として規則で定めようと考えております。第9条から、130ページ第12条までは、町は、犯罪被害者等が必要な支援を行うものとする事や施策を講ずるものとする事を規定しております。第14条ですが、犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合の規定であります。支援を行わないことができる場合につきましては、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係があるとき、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき等、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき、このほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係、その他の事情から判断をして、犯罪被害者等を支援することが社会通念上適切でないことを認められるときを想定しております。附則であります。この条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり可決することにしてほしいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

◎ 日程8番 議案第57号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程8番 議案第57号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書133ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第57号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第57号は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、出産した被保険者の産前産後期間、4か月分の国民健康保険税を減額する規定を加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。国民健康保険税の減額について規定する条例第23条に、産前産後に係る出産被保険者の国民健康保険税の減額について規定する1項を加えるとともに、134ページ、出産被保険者に係る届出の規定第24条の3を新たに加えるものであります。この改正による保険税の減額は、出産する被保険者の所得割額と均等割額が対象となるものですが、減額の対象期間は、出産月の前月から出産月の翌々月までの計4か月分、多胎出産の場合は、出産月の3か月前から出産月の翌々月までの計6か月分となります。なお、保険税の減額措置の施行は、令和6年1月1日からとなるため、令和5年度におきましては、令和5年11月1日以降に出産する被保険者が対象となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第58号 月形町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

- 議長 大釜 登 日程9番 議案第58号 月形町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書137ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第58号 月形町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第58号は、本町の農業集落排水事業が、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することから、既定の関係2条例を廃止し、新たに地方公営企業法の一部適用とする農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定しようとするものであります。

新たな条例の要点になりますが、農業集落排水事業の設置についてうたいます第1条は、今回、廃止しようとしております現行の月形町農業集落排水処理施設設置条例にうたっております設置目的を、そのまま継承しております。第2条は、本町の農業集落排水事業は、公営企業法の財務規定等を適用することを規定しております。第3条については、現行の条例においても規定しているものであります。それから、138ページ、第4条から第7条につきましては、地方公営企業法等の規定に基づき、所要の規定を設けているものであります。139ページ、附則、1項、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。2項ですが、現行の月形町農業集落排水事業特別会計条例及び月形町農業集落排水処理施設設置条例は廃止をいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第58号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時03分休憩）

- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午前11時14分再開）

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

◎ 日程10番 議案第59号 月形町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程10番 議案第59号 月形町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書141ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第59号 月形町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第59号は、子ども・子育て支援法が改正をされまして、月形町子ども・子育て会議の設置根拠として引用している法の条項が変わったことから、条例の一部を改正しようとするものであります。内容は、月形町子ども・子育て会議の設置を規定する条例第1条中、「子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、」とあるのを、「子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、」に改めるものであります。この条例は、公布の日から施行し、改正子ども・子育て支援法の施行期日であります令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第59号は、原案のとおり可決することにしてほしいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 同意案第17号 月形町監査委員の選任について

○ 議長 大釜 登 日程11番 同意案第17号 月形町監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 町長。

○ 町長 上坂 隆一 議案書143ページをお開きください。ただ今、議題となりました同意案第17号 月形町監査委員の選任について、次の者を月形町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によっ

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

て、議会の同意を求めるものであります。住所 樺戸郡月形町*****
、氏名 梅澤政仁、**生まれです。今回の提案は、
本年12月31日で任期満了となります現監査委員 小松 洋氏の後任とし
て、梅澤政仁氏を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。梅
澤氏におかれましては、42年の長年にわたり、月形町職員として、本町の
行政発展のために尽力されてこられました。在職中は、会計管理者及び出納
室長のほか、公営企業会計適用の月新水道企業団事務局次長などを歴任され、
地方自治体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、適正に執
行されておられます。また、現在は人権擁護委員としてもその活動を誠実に
遂行されており、識見及び人格ともに監査委員として適任であると判断をい
たしております。なお、任期につきましては、令和5年1月1日から令和8
年12月31日までの4年間です。監査委員の選任につきまして、ご同意賜
りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長 大釜 登 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 任期の確認をしたいので、もう一回、お願いします。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 大変申し訳ありませんでした。先ほど、任期について
令和5年1月1日からと言いましたけれど、令和6年1月1日から令和9年
12月31日までの4年間であります。申し訳ありません。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。同意案第17号は、原案のとおり同意することにした
いと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

- ◎ 日程12番 同意案第18号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任
について
- 議長 大釜 登 日程12番 同意案第18号 月形町固定資産評価審
査委員会委員の選任についてを議題といたします。

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書145ページをお開きください。ただ今、議題となりました同意案第18号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を月形町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所 樺戸郡月形町*****、氏名 坂下 彰、*****生まれです。今回の提案は、月形町固定資産評価審査委員会委員である坂下 彰氏の任期が、令和5年12月20日をもって満了となりますが、引き続き、同氏を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては、令和5年12月21日から令和8年12月20日までの3年間です。委員の選任につきまして、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。同意案第18号は、原案のとおり同意することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎ 日程13番 発議第3号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程13番 発議第3号、月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 発議第3号をご覧願います。発議第3号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、上記議案を、地方自治法第112条第1項の規定により提出するものです。令和5年12月5日の提出です。賛成者として、月形町議会議員 松田 順一議員、同じく東出 善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。提案理由を説明します。

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

月形町議会議員の期末手当につきましては、月形町常勤特別職の期末手当と同様に人事院勧告に基づくほか、議会改革の議論を行う中で改定を行ってきたところであります。

令和5年は、8月7日に人事院から給与改定について国に勧告し、これを受けて10月20日付けで人事院勧告どおり国家公務員の給与の改定を行う閣議決定がなされ、11月16日に法案が成立しました。

これらを踏まえ、月形町常勤特別職及び月形町職員の動向も勘案しながら、議員の期末手当の改定について検討した結果、人事院勧告に準拠して議員の期末手当の改正を行うこととし、本条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容につきましては、期末手当を0.1月分引き上げるもので、第1条として令和5年度の12月に支給する期末手当の率を「100分の220」から「100分の230」に改め、第2条として令和6年度からの6月及び12月の期末手当の支給率を「100分の225」に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定については、令和6年4月1日から施行するものです。また、第1条の改正後の規定は令和5年12月1日から適用するものです。

以上、提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 お諮りいたします。本件につきましては、この際、質疑、討論を省略し、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 選挙第8号 月形町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

- 議長 大釜 登 日程14番 選挙第8号 月形町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、現委員4名及び補充員4名の任期が、令和5年12月19日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

- 議長 大釜 登 お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

- 議長 大釜 登 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 はじめに、月形町選挙管理委員会の委員を指名します。
月形町選挙管理委員会委員に
- | | |
|----------|---------|
| 月形町***** | 金山 均 氏 |
| 月形町***** | 石川 香澄 氏 |
| 月形町***** | 松本 國一 氏 |
| 月形町***** | 渡邊 嗣 氏 |
- 以上の4名の方を指名します。
- 議長 大釜 登 お諮りいたします。ただ今、議長において指名しました方を、月形町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認めます。よって、ただ今、指名しました金山均氏、石川香澄氏、松本國一氏、渡邊嗣氏 以上の方が、月形町選挙管理委員会委員に当選されました。
- 議長 大釜 登 次に、月形町選挙管理委員会の補充員を指名します。
月形町選挙管理委員会補充員に
- | | |
|----------|---------|
| 月形町***** | 山田 啓一 氏 |
| 月形町***** | 新関 進 氏 |
| 月形町***** | 渡邊 雪枝 氏 |
| 月形町***** | 山越 千鶴 氏 |
- 以上の4名の方を指名します。
- 議長 大釜 登 お諮りいたします。ただ今、議長において指名しました方を、月形町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認めます。よって、ただ今、指名しました第1順位 山田啓一氏、第2順位 新関進氏、第3順位 渡邊雪枝氏、第4順位 山越千鶴氏 以上の方が順位のとおり、月形町選挙管理委員会補充員に当選されました。
- 議長 大釜 登 次に、月形町選挙管理委員会の委員に、欠員が生じた場合の補充員の繰り上げ順位について、お諮りいたします。

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

欠員が生じた場合の順位は、議長がただ今、指名した順番にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認めます。よって、月形町選挙管理委員会委員に欠員が生じた場合の繰り上げの順位は、議長が指名した順番とすることに決定いたしました。

- ◎ 日程15番 意見案第6号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

- 議長 大釜 登 日程15番 意見案第6号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

- 議員 我妻 耕 意見案第6号をご覧願います。意見案第6号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を月形町議会会議規則第14条により提出するものです。令和5年12月5日の提出です。なお、意見案の賛成者として、月形町議会議員 松田 順一議員、同じく 東出 善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明いたします。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者を救済するための制度としては再審があります。しかし、その手続を定めた刑事訴訟法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。

このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっています。

えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるように、これを開示させる仕組みが必要ですが、現行法には明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない状態です。

そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が

令和5年第4回月形町議会定例会 2日目（12月6日）

生じているのが実情であり、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠です。

よって、次の二つの事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう要望するものです。

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。意見案第6号は、原案のとおり提出することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、意見案第6号は、原案のとおり提出することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和5年第4回月形町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時35分閉会）